

リサイクル燃料貯蔵株式会社	
提出日	2022年3月11日
管理表No.	0209-55 改訂00

項目	コメント内容
火災 (第12条)	・火災受信機については、出入管理建屋、監視盤室及び事務建屋に設置するとしている。それぞれの役割及び位置づけについて説明すること。
計測制御 (第17条) 放射線管理 (第18条)	・また、計測設備及び放射線監視設備の表示・警報装置については、監視盤室及び事務建屋に設置されているので、同様にそれぞれの役割及び位置づけについて説明すること。

(回答)

【火災】

火災受信機については、消防法施行細則 第24条「自動火災報知設備に関する基準の細目」に「受信機」の要件は以下のように記載されている。

消防法施行細則 第24条「自動火災報知設備に関する基準の細目」
 二 受信機は、次に定めるところにより設けること。
 (中略)
 ・ニ 受信機は、防災センター等に設けること。

上記条文の解釈について、地元消防本部と協議の結果、以下の方針で火災受信機と表示機を設置している。

- ① 基本的に、火災受信機は常時人がいる場所に設置する必要があるため、リサイクル燃料備蓄センターでは24h警備員が常駐する出入管理建屋に設置する。
- ② 併せて、使用済燃料貯蔵建屋内に作業員がいる場合、作業員が火災位置を確認できるように監視盤室（表示・警報装置を設置）に表示器を設置する。
- ③ 一方、事務建屋には平日日中常時人がいるため、センター員に火災の発生を周知するという観点から、自主的に火災受信機を設置する。

【計測制御・放射線管理】

- ① 事務建屋の表示・警報装置について

事務建屋の表示・警報装置は、平常時に監視を行うために用いる。

監視員（1名）は事務建屋に24時間常駐し、事務建屋に設置する表示・警報装置で監視を行う。また、使用済燃料貯蔵設備本体・監視盤室等のパトロールを行う。異常が発生し警報が発生した場合には、事務建屋の表示・警報装置で状況を確認し、その後の対応を行う。

- ② 監視盤室の表示・警報装置について

監視盤室の表示・警報装置は、事務建屋での監視が不能となった場合に、監視を行うために用いる。

監視盤室には保安灯と空調機が設けられており、長期の外部電源喪失時には電源車から給電が行われることから、居住環境を維持することが可能である。

(添付12 計測制御系統施設に関する説明書 P7 (PDF2501) 参照)

以上